

## 保育所等の建替えにかかる整備補助について

保育所等の建替えにかかる整備については、京都市補助金等の交付等に関する条例の規定に基づき、本市においては、国の「保育所等整備交付金」を活用し、予算の範囲内で補助を実施。

### 1 対象経費について

建替えにかかる整備事業の経費が以下の各号に掲げるものであること。

- (1) 工事費及び工事事務費（工事費の2.6%を上限とする。）
- (2) 保育所等の開設準備にかかる費用
- (3) 特殊付帯工事に必要な工事費
- (4) 解体撤去に必要な工事費及び仮設施設整備に必要な賃借料，工事費
- (5) 実施設計に要する費用

※ 以下の経費については補助対象外

- (1) 土地の整地に要する費用
- (2) 土地賃借料，定期借地権契約により必要となる権利金や前払地代などの一時金
- (3) 職員の宿舎に要する費用

### 2 補助金の額について

補助金の額は、上記「1」に掲げる経費の4分の3に相当する額（国1/2，市1/4を基本）の範囲内の額とする。ただし、この金額が、「保育所等整備交付金交付要綱」に定める交付基準額（※）を上回る場合は、交付基準額を上限とする。

※ 交付基準額は、施設整備事業の内容及び施設の定員数によって異なる。交付基準額の詳細は、「保育所等整備交付金交付要綱」を参照。

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/kenko\\_fukushi/000195185.pdf](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/kenko_fukushi/000195185.pdf)